

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年8月21日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：3 国名：ベトナム 担当：東南アジア・大洋州部
案件名：不良債権処理、企業再生制度等情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2013年10月中旬～2014年3月下旬

2 参加要件

国内外における不良債権処理、金融機関破綻処理、事業・企業再生、組織再編（合併・買収・会社分割）、担保回収等に係る法務アドバイザー業務や調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年9月4日から2013年9月6日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年9月4日から2013年9月9日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年9月20日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：10月上旬
- (5) 契約交渉：10月上旬～10月中旬

5 業務の目的

国営企業の債務処理・事業再生及び銀行部門の不良債権処理に係る技術協力プロジェクトの協力内容を詳細に検討するために必要となる、国営・民営企業の再生・再編、銀行部門の不良債権処理、銀行の破綻処理及びセーフティネットに関連する法制度等（具体的には、ア．国営・民営企業の倒産法制（税務を含む）、イ．私的整理、ADRまたはこれらに類する枠組み、ウ．国営・民営企業の組織再編（合併、会社分割等）に関する法制（税務を含む）、エ．担保法制、オ．土地使用権制度、カ．不良債権買取・処理や国営企業への投資を行う政府機関（ベトナム資産管理公社（Vietnam Asset Management Corporation）、債権買取公社（Debt Asset Trading Corporation）、国家資本投資公社（State Capital Investment Corporation））に関する制度、キ．金融機関の破綻処理及び預金保険等に関する制度、ク．国営企業の企業内容開示及びガバナンスに関する制度、ケ．その他関連法制度）の現状及び運用実態について情報収集・分析を行なう。また、上記収集・分析された法制度等・運用実態について、国営企業の再生・再編及び銀行部門の不良債権処理を進めるにあたり、変更・改善が必要な諸点（課題）を明らかにすることを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

本業務では、国営企業の再生・再編及び不良債権処理に関連する法制度等の内容、および当該法制度等の運用・適用の実態（法制度の運用・適用が円滑・適切になされているか否か）を明らかにし、制度上あるいは運用上の観点からの課題（改善点）を明らかにする。

本業務における関連法制度等とは、法的整理・私的整理、担保法制、土地使用権制度、不良債権買取・処理機関に関する制度、金融監督・セーフティネットに関する法制（を含む）などを想定しているが、プロポーザルにおいて、業務の目的に照らし対象とすべき法制度の範囲を提案すること。なお、法制度とは原則としてLawの下位法令（Resolution, Ordinance, Decree, Decision, Circular, Official Notice等）を含む。

(1) インセプションレポートの作成

既存資料から、対象とする法制度の範囲を整理するとともに、詳細な調査方法及びスケジュールを検討した結果をインセプションレポートとしてまとめ、当機構に提出する。

(2) インセプションレポート協議

(1)でとりまとめたインセプション・レポートをベトナム政府側関係機関に説明し、内容について協議・確認を行なう。

(3) 国営企業の再生・再編及び不良債権処理に関連する法制度、当該法制度等の運用・適用の実態に係る情報収集・分析

インセプションレポートに基づき、関連諸法制度の収集・分析を行なうとともに、運用実態については現地にてベトナム政府関係機関を含めた関係者にヒアリング調査を実施する。なお、運用実態について、法制度と整合しない国営企業に対する非明示的な特例的運用が認められる場合、事例毎に当該の特別措置の事例をとりまとめることとする。

(4) プロGRESS・レポートの作成

(3)で収集・分析した情報(関連諸法制度の情報、運用実態、法令の課題ならびに提案事項(案)等)について分野毎にプログレス・レポートとしてまとめ、1ヵ月に一度、当機構に提出する。調査の進捗ならびにベトナム政府の施策・実施状況に応じ、追加的に情報収集・分析すべき法令等の対象について当機構と協議を行ない、その対象を決定し情報収集・分析を進めることとする。

また、コンサルタントは、当機構に対する報告とは別途、収集・分析した情報についてベトナム側関係機関に対し説明を行なう。

(5)ドラフト・ファイナルレポートの作成

(4)の各プログレス・レポート内容に基づき、最終的に収集・分析した情報を分野毎に整理し、ドラフト・ファイナルレポート案を作成し、機構に提出する。

(6)ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポート案に対する機構のコメントに基づき、必要な加筆・修正を行ない、ファイナルレポートを作成し機構に提出する。

7 成果品等

(1)インセプションレポート：2013年11月上旬

(2)プログラマ・レポート：毎月1回

(3)ドラフト・ファイナルレポート：2014年2月下旬

(4)ファイナル・レポート：2014年3月中旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

(1)総括/倒産法制・銀行破綻処理(評価対象予定者)

(2)企業買収・事業再生(評価対象予定者)

(3)倒産・事業再生法制

(4)組織再編法制(買収・合併・会社分割)

(5)担保法制・土地使用権制度(評価対象予定者)

(6)銀行破綻処理・セーフティネット

(7)債権買収/処理制度・機関、政府持株制度/機関

(8)国営企業情報開示・ガバナンス

9 特記事項

・業務関連資格として日本または業務国における弁護士資格を有することが望ましい。

・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。